

令和4年竹田市教育委員会第2回臨時会 会議録

- 1 開催日時 令和4年11月28日（月）午前9時55分から
- 2 開催場所 竹田市役所2階庁議室
- 3 出席委員 教育長 志賀 哲哉
1番委員 甲高 幸一
3番委員 吉野 聖子
4番委員（教育長職務代理者） 賀籠六尚樹
- 4 欠席委員 2番委員 佐藤 恵
- 5 本定例会に説明のため出席した者の職・氏名
教育総務課長 野仲 芳尊
生涯学習課長 工藤 直樹
事務局員 教育総務課課長補佐 羽田野京子
- 6 議事日程 (1) 審議事項
議題第41号 竹田市立中学校設置条例及び竹田市体育施設条例の一部を改正する条例の制定を市長に申し出ることについて
(2) その他
- 7 議事次第 別紙のとおり

[開会時刻：午前9時55分]

野仲教育総務課長 委員の出席状況でございます。教育長及び委員3名出席、欠席委員1名、傍聴者はいらっしゃいません。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条の規定に基づき、本委員会が成立していることを報告いたします。

志賀教育長 それでは、只今から令和4年第2回臨時会を開会します。早速審議にはいります。本日の審議事項は1件です。「議題第41号 竹田市立中学校設置条例及び竹田市体育施設条例の一部を改正する条例を市長に申し出ることについて」です。それでは教育総務課長お願いします。

野仲教育総務課長 議題第41号「竹田市立中学校設置条例及び竹田市体育施設条例の一部を改正する条例を市長に申し出ることについて」でございます。本議題につきましては、久住中学校及び都野中学校が、来年、令和5年3月31日をもって閉校し、竹田中学校へ編入による統合をすることに伴い、両中学校を廃止するために、所要の改正を行うものであります。まず、竹田市立中学校設置条例の一部改正ですが、第1条の中で、引用法令の学校教育法第35条とあるものを第45条に修正いたします。これは、この学校教育法が平成19年に改正された際に条ずれが生じ、そのままになっておりましたので、これを改めるものです。また第2条関係で、中学校の名称と位置を示した別表がありますが、その表の中の、久住中学校と都野中学校の項を削除するものです。次に、竹田市体育施設条例の一部改正ですが、これも同様の理由によりまして、第2条に示している久住中学校と都野中学校の運動場及び屋内運動場の表示を削除するものです。同じく、その使用料を規定した別表からも両中学校の項を削除するものであります。議題にかかる説明は以上です。

志賀教育長 ただいまの説明に質疑等ありませんか？

委員 「ありません」の声あり。

志賀教育長 ないようでしたら、「議題第41号」を承認してよろしいですか。

委員 「はい」の声あり。

志賀教育長 承認されました。それでは以上をもちまして、本日の臨時会を閉会します。ありがとうございました。

[閉会時刻：午前10時00分]